

保護者の皆様

保育所等における新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した場合の、  
登園自粛の取扱いの変更について

日頃より本市の保育行政にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記のことにつきまして、オミクロン株の特性を踏まえ、保育の継続を考慮し、保健部局と協議のうえ、以下のとおり見直すことといたしましたのでお知らせいたします。

なお、この対応は、現在自粛中の方も適用の対象となります。

主な変更点

園児・職員の陽性者が判明した場合、陽性者と同じクラスの園児等（以下「対象者」）への登園・出勤の自粛は要請せず、**5日間健康観察しながら登園・出勤を可能とします。**

|             | 現行の取り扱い                   | 変更後の取り扱い  |
|-------------|---------------------------|---|
| 対象者（園児）の登園  | 3日間登園自粛                   | （変更あり）<br><b>通常通り登園可能です。</b><br><b>保育園・家庭での5日間健康観察を徹底します。</b> |
| 複数名陽性者が出た場合 | 3日間の登園自粛期間に2人目が出た場合5日間に延長 | （変更あり）<br><b>通常通り登園可能です。</b><br><b>引き続き園内・家庭での健康観察を徹底します。</b> |
| 保育料の減免      | 登園自粛者は、保育料を減免             | <b>対象者のうち、家庭保育（登園自粛）を希望する場合、保育料を減免します。</b>                    |

1 陽性者が判明した場合

(1) 施設内で陽性者が判明した場合

施設内で陽性者が判明した場合については、陽性者と接触した対象者について、施設より連絡があります。対象者となった場合も通常通り登園できます。ただし、対象者の方は、健康観察期間中は普段に増して、体調の変化に留意し、発熱等の症状が出た場合は登園を控え、必要に応じてかかりつけ医を受診してください。

(2) 同一世帯内（同居家族等）で陽性者が判明した場合

同一世帯で陽性者が判明した場合は、在園児は濃厚接触者となるため、登園自粛となります。  
この場合の濃厚接触者の登園自粛期間については、原則5日間となります。

**2 休園等の取扱いについて**

保育士（職員）がコロナ陽性や濃厚接触者（家庭等由来）となったことにより、配置基準を満たす職員を確保できない場合には、福岡市と協議の上、「登園自粛の要請」または「休園」となる場合があります。

**3 保育料等の減免（5日間の健康観察）の取扱いについて**

対象者が5日間の健康観察期間中に、家庭保育を希望した場合は、保育料の減免の対象とします。  
対象者のきょうだい児など対象者以外のかたが家庭保育した場合は減免の対象となりません。  
なお、陽性者の療養、同一世帯等で濃厚接触者と特定された場合等の登園自粛については、従来通り保育料の減免の対象です。

**4 その他**

- 保護者のみなさまにおかれましては、お子様に発熱等体調の変化がある場合は、保育所等を控えるとともに、必要に応じて医療機関を受診するなど、引き続き、十分な体調管理や感染防止対策に御協力いただきますようお願いいたします。

**【連絡先】**

福岡市こども未来局指導監査課

電話：711-4262 FAX：733-5718